

## 小田原市都市公園条例等の一部改正（禁止行為関係）

### 1 改正の目的及び背景

本市では、現在、公園内の風致維持のため、「小田原市都市公園条例」により都市公園内の広告物の表示を禁止していますが、公園利用者へのサービス向上のための財源確保のほか、市内の企業、団体への広告掲出機会の提供により地域経済の活性化に資することを目的として、都市公園内への広告看板の設置について、一定の条件のもと、認めようとするものです。

### 2 改正する条例等

小田原市都市公園条例  
小田原市都市公園条例規則

### 3 改正の内容

#### (1) 条例の改正

都市公園において、市長の許可を受けなければならない行為に「都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのないと認められる場所に広告を表示すること」を追加するとともに、禁止されている行為から当該広告の表示を除くこととします。

#### (2) 規則の改正

市長の許可を受けて広告を表示できる場所は、次のとおりとします。

- ア 小田原球場の外野フェンス
- イ 上府中スポーツ広場の内側フェンス

### 4 条例の施行予定日

平成30年4月1日